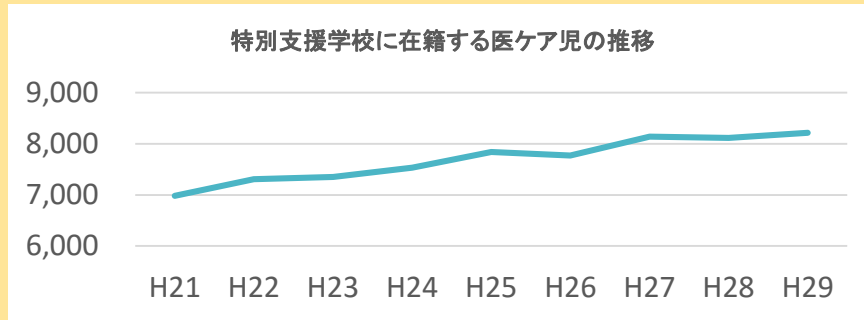


医療的ケアが必要な幼児児童生徒を取り巻く環境が変わりつつある。

【現状①】

学校に在籍する医療的ケア児は増加傾向



【現状②】

医療技術の進歩等により、人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等が約10年で約2倍※に増加

H21 : 720人



H29 : 1,418人

※公立特別支援学校の状況



学校における医療的ケア実施体制構築

人工呼吸器の管理等が必要な幼児児童生徒が増加傾向にあること等を踏まえ、学校における受入体制の在り方等を引き続き調査研究する。また、これまでの調査研究の成果等を踏まえ、教育委員会等が参考となる資料を作成する。 **(9自治体)**

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20初等中等教育局長通知)

3. 教育委員会における管理体制の在り方

(1) 総括的な管理体制の整備

① 各教育委員会は、医療的ケア児の受け入れに備え、域内の学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を整備するため、以下に示すことを実施すること。

1) **管理下の学校における医療的ケア実施体制の策定** (医療的ケアを実施する看護師等と認定特定行為業務従事者である教職員やその他の教職員との連携及び役割分担を含む)

5) **緊急時の対応指針の策定**・学校と医師及び医療機関の連携協力の支援

6) 管理下の学校における医療的ケア実施体制説明資料 (保護者用リーフレット、医療関係者用リーフレット) の作成と広報

学校における医療的ケアに関する研修機会の提供

教育委員会等による看護師に対する研修をより充実させるため、研修の企画・実施の在り方等を調査研究する。

(1団体) 新規

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20初等中等教育局長通知)

8. 研修機会の提供

(1) 看護師等に対する研修

国は教育委員会の研修をより充実させていくために、各自治体の参考となるような最新の医療情報の提供や実技演習、実践報告、学校で働く経験の浅い看護師が安心して業務に対応することを含めた研修の企画・実施に努める。各教育委員会においては、域内や学校で指導的な立場にある看護師や各教育委員会の医療的ケア担当者等が研修に受講できるよう配慮すること。

【関連予算】

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による看護師配置等を支援

⇒切れ目ない支援体制整備充実事業 (補助率 : 1 / 3)